

お客さまへ重要なお知らせ

口座の売買・譲渡(譲受)・レンタルは犯罪です！

SNS 等を通じた口座（キャッシュカード、通帳、インターネットバンキングの ID・パスワード情報等）の売買・譲渡・レンタル等の勧誘にご注意ください。

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、いずれも「**犯罪行為**」であり、有償・無償を問わず法律による処罰の対象となります。

軽いお小遣い稼ぎのつもりが、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込め詐欺など）やマネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる可能性があります。

当金庫は、口座（キャッシュカード、通帳、インターネットバンキングの ID・パスワード情報など）の売買・譲渡(譲受)・レンタルによる口座の不正利用が認められた場合、**お客様に通知することなく口座の利用停止や解約を行い、当局へ通報するなど厳正に対処いたします。**

ご理解いただきますよう、何卒よろしく申し上げます。

犯罪収益移転防止法違反

1 年以下の懲役 100 万円以下の罰金

- ・自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り渡す（受ける）行為
- ・インターネットバンキングのログイン ID/パスワードの情報を譲り渡す（受ける）行為

詐欺罪

10 年以下の懲役

- ・他人に譲り渡す目的で口座を開設する行為
- ・他人・架空名義口座の口座を開設する行為

窃盗罪

10 年以下の懲役 50 万円以下の罰金

- ・他人名義の口座から ATM で現金を引き出す行為

